## 重 要 事 項 説 明

福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与(レンタル)の契約にあたり、富士オフィス&ライフサービス株式会社 ひまわり館宇都宮営業所(以下、ひまわり館という)が定める運営規程及び提供するサービス等で、重要な 部分を説明致します。説明の内容に基づき契約して頂く場合には、契約書に署名(原則としてご利用者 本人)をして頂き、写しを保管願います。

## 基本理念

1)関係諸法令の遵守 2) 資質向上への努力 3)地域社会への貢献

## I. 運営規程に関する事項

- A. ひまわり館では、福祉用具専門相談員の資格を有した者が、福祉用具の選定から使い方の説明、使用中 の相談あるいは苦情の受付をご利用者の立場にたって行います。
  - 1. ひまわり館の組織
    - ①管理者 1名(常勤) ②福祉用具専門相談員 6名(常勤)
  - 2. 営業日は、月曜日から金曜日までとします。
  - 3. 休業日は、土曜日、日曜日、祝祭日 及び夏期休暇(8月13日~8月16日)、年末年始(12月30日~1月3日)とします。
  - 4. 営業時間は、午前9時から午後6時までとします。
  - 5. 相談•苦情窓口

ひまわり館宇都宮営業所 担当:今泉

電話028-688-8720

保険者の市町村担当課

別紙参照

栃木県国民健康保険団体連合会

電話028-643-2220

- B. ひまわり館では、介護保険が定める福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与に係わる、次の用具を取扱 います。また、福祉用具の提供にあたっては、常に品質の評価を行い改善を図るとともに、清潔で安全そ して正常に機能する福祉用具を貸与し、万一の故障の対応も迅速に行います。
  - 1. 取扱い福祉用具
    - ① 車いす

② 車いす付属品

- ⑤ 床ずれ防止用具 ⑥ 体位変換器
- (9) スロープ (3) 移動用リフト(吊り具を除く)
- ⑩ 歩行器

- ③ 特殊寝台
- ⑦ 自動排泄処理装置 ⑪ 歩行補助つえ
- ④ 特殊寝台付属品
- ⑧ 手すり
- ⑩ 認知症老人徘徊感知機器

2. 福祉用具貸与後の定期訪問

福祉用具貸与(レンタル)開始後、10日以内に使用状況の確認でお電話させて頂きます。 また、6ヶ月を経過したご利用者には、※定期的に訪問致します。その際、使用上の不具合等を確 認させて頂きます。※原則は6ヶ月ですが入院等の理由により変更する場合があります。

3. 利用料(レンタル料) 月額

福祉用具貸与(レンタル)の場合の利用料の月額は、別冊料金表(カタログ)の通りとします。 尚、介護保険運用の利用者(認定者)の場合は、利用負担割合分が月額となります。

- ① レンタル開始月のレンタル料
  - 契約日が、その月の15日以前の場合・・・・・1ヶ月分の金額
  - ・契約日が、その月の16日以後の場合・・・・・1ヶ月分の1/2の金額とします。
- ② レンタル終了月のレンタル料
  - ・解約日が、その月の15日以前の場合 ·····1ヶ月分の1/2金額
  - ・解約日が、その月の16日以後の場合・・・・・1ヶ月の金額とします。
- ③ レンタルの開始と終了が同じ月の場合・・・・・・ 1ヶ月の金額とします。
- ※ご注意一上記①~③の金額は原則であり、状況により変更される場合があります。 この場合には、事前に理由を説明させて頂きます。
- 4. 修理費の取扱い

故障が起きた場合に要する修理費用・交換費用の負担区分は、原則として次の通りとなります。

- ① 通常(目的どおり)の使い方をして故障した場合は、当社負担とします。
- ② 目的を外れた使い方をして故障した場合は、実費が利用者のご負担となります。

C. ひまわり館では、適正な指定福祉用具貸与サービスの提供と向上を図る為、通常の事業の実施地域は即 時に対応できる範囲内としております。

<通常の事業の実施地域>

宇都宮市・さくら市・高根沢町・芳賀町・市貝町・茂木町

※その他の地域については別途ご相談下さい。

- 1. 上記の地域内でご利用の場合は、福祉用具の搬入・搬出にかかる、交通費や搬出入費用は無料です。
- 2. 福祉用具のご利用者宅への搬入・搬出の際、重機等の特別な機材が必要となる場合は、それに要する 費用の実費をご利用者にご負担して頂く事があります。 何し、事前に状況を説明しご了承を得た後、搬入・搬出を致します。
- D. ひまわり館では、他にも指定福祉用具貸与事業者の使命として、重要となる事項を取り上げ、従事者に徹 底し資質の向上に努めています。
  - 1. 業務上知り得たご利用者あるいはその家族の事情等は、如何なる場合でも絶対に他に漏洩させない、 また、従業者でなくなった場合も、同じく漏洩させない様に努めます。
  - 2. 福祉用具貸与(レンタル)を希望されるご利用者に対して、正当な理由が無い場合は、福祉用具貸与 サービスの提供を拒む事を致しません。
  - 3. 従業者(福祉用具専門相談員)には、身分を証するものを携帯させ、ご利用者あるいはそのご家族から 求められた際には、これを提示させます。
  - 4. ご利用者からの苦情等については、受付内容から対応内容までを文書に記録し保管致します。

## Ⅱ. その他の重要事項

A. 福祉用具を使用中、万一「事故及び緊急の事態」が発生した場合は、いつでも電話願えれば、即時に出向 いて適切な対処を致します。

事故及び緊急事態が発生した場合は、028-688-8720に電話下さい。

- B. 指定福祉用具貸与(レンタル)の契約は、別紙「レンタル契約書」にて行います。 ご利用者は、貸与品名、数量、利用料及び利用料の支払始期などをご確認の上、署名をお願い致し ます。
- C. 指定福祉用具貸与品の搬入・搬出は、ご利用者が指定される日時に行います。 特に搬出の場合には、ご遠慮なくお申し出願います。
- D. 正当な理由が無く、利用料(レンタル料)の支払が2ヶ月以上滞った場合は、契約を解除しレンタル品(福祉 用具貸与品)を引き上げさせて頂く事があります。

但し、この場合でも、ご利用者及びご家族、あるいは担当されている介護支援専門員(ケアマネジャー)との ご相談、事情の確認を充分に行わせて頂き、支払の意思が全く認められない場合に限ります。

| $\Pi$ . 1 | 貸与 | 開始 | 時確認 |  |
|-----------|----|----|-----|--|
|-----------|----|----|-----|--|

年 月  $\boldsymbol{\mathsf{B}}$  富士オフィス&ライフサービス株式会社 ひまわり館宇都宮営業所 栃木県宇都宮市岩曽町644-4

福祉用具貸与開始時に福祉用具(取扱説明書)を使用しながら使用方法の説明を受けました。 福祉用具貸与開始時に福祉用具(取扱説明書)を使用しながら利用上の注意事項の説明を受けました。 重要事項の説明を受けました。 ひまわり給

| ご利用者      | <br>_  |   | 納品担当 |
|-----------|--------|---|------|
| ご家族(代筆署名) | -<br>- |   |      |
| 続柄・代筆理由   |        | _ |      |